

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	老人福祉センター利用承認の取消し						
根拠法令等及び条項	栃木市老人福祉センター条例第9条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">栃木市老人福祉センター条例第9条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582">栃木市老人福祉センター条例第13条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685">平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更</td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市老人福祉センター条例第9条	参考事項	栃木市老人福祉センター条例第13条	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更
根拠条項	栃木市老人福祉センター条例第9条						
参考事項	栃木市老人福祉センター条例第13条						
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 利用を承認しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき (3) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき (4) 管理上支障があると認めるとき (5) 上記のほか市長がその利用を不相当と認めるとき <p>2 承認の取り消し</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用承認を受けた者が承認を受けた利用の目的に違反したとき (2) 利用者が老人福祉センター条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は市長の指示した事項に違反したとき (3) 老人福祉センター条例第8条各号のいずれかに該当したとき (4) 市長が管理上必要があると認めるとき <p>3 老人福祉センター条例第13条の規定</p> <p>利用者は、承認を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>						